

平成24年度第3回足立区防災会議 会議録要旨

日時

平成25年3月19日(火) 15:00～16:15

場所

足立区役所本庁舎中央館8階災害対策本部室(特別会議室)

出席者

・防災会議委員62名中、55名出席

会議内容

1 開会(司会:宇田川災害対策課長)(15:00開始)

2 会長挨拶(会長:近藤区長)

3 議事(議事進行:近藤区長)

「足立区地域防災計画 震災対策編(平成24年度修正)[案]」について

(計画内容説明:川口危機管理室長)

(その他説明:山下防災計画担当課長)

以下、議事における質疑、意見、回答内容。

| | |
|---|--|
| <p>【議事1】 「足立区地域防災計画 震災対策編(平成24年度修正案)」について</p> | <p>「議事資料1(関係機関等からの主な意見)」に基づき、山下防災担当課長より説明後、近藤会長より質疑確認。</p> <p>(有馬委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・花畑地区は、周囲を綾瀬川等の河川に囲まれており、避難所に行く場合、川を渡る必要がある。そのため、発災により橋梁が破損した場合を想定し、綾瀬川等の護岸への舟艇の係留や近くの拠点倉庫に避難用ボートを備蓄しておく必要があると考える。また、綾瀬川の都県境付近には堤防の低い場所があり、舟艇の係留が可能ではないか。 <p>(危機管理室)</p> <p>先日現地を視察させていただいた。くいを打って川に係留させておくという考え方もあるが、事故や管理等を考えると保管方法には検討が必要と思われる。場合によっては拠点倉庫のボートを河川近くに配備する等、個々に検討を進めさせていただく。</p> |
|---|--|

(浅香委員)

- ・ 東日本大震災を契機に、想定以上の被害が起きた場合を想定することが必要となってきた。足立区は河川に囲まれており、区内の堤防が決壊するといった事態も懸念される。

本区は、都県境に位置することもあり、都だけでなく他県との連携も視野に入れ、対応を検討していく必要があると考えるがどうか。

また、避難所等における女性の視点にたった配慮や、被災から復興に向けたシナリオを綿密に検討する必要があるのではないか。

(危機管理室)

他県との連携については、災害時における相互応援協定を締結している。日頃から連絡を取り合うことが重要であるため、訓練を通じてさらに関係を深めていきたいと考えている。

堤防について、荒川に関しては国、綾瀬川に関しては都が順次耐震化等を進めている。

(国土交通省荒川下流河川国道事務所)

河川堤防は、L2地震動に対して整備するところまでは行っていない。なお、東日本大震災では堤防への影響はほとんど見られなかった。今後も現在のL1地震動に対する対策を進めていく。

L1：構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動

L2：対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動

(区長)

備蓄についての言及があったが、区のアンケート調査では、区民が区へ最も期待するものが「水や食料の備蓄」という結果が出ており、まだまだ自助の考え方が進んでいないことが明らかとなった。区の役割として最低限の備蓄をしていくことは当然であるが、一義的には区民一人ひとりが備蓄などの備えをする必要があるといった「自助・共助・公助」の考え方をしっかり広めて行きたいと考えている。

(柳川委員)

- ・ 今回の区の計画に定める「死者ゼロ」について、民生委員は、普段から見守り活動を実施するなど支援を行なっている。民生委員として災害時に 1 人の見逃しもないよう対応していく所存である。

平成 25 年の高齢者名簿では、自分の担当地域に 75 歳以上の高齢者は 246 名おり、その内 1 人暮らしの方は 85 名である。中には寝たきりの方もおり、関係機関との更なる連携が必要と考えている。

今後の対策に関しては、避難等にかかる初動体制の強化が必要と考えている。特に、被災状況を踏まえ、どこへ避難すればよいかといった情報の発信に力を入れていただきたい。

(区長)

- ・ 足立区議会でも話題となったテーマについて、この場を借りて関係機関の方々にお聞きしたい。

地震時に踏切が閉まったままとなる問題について、現在、国や関係機関で検討が進められていると伺っているが、現状で各鉄道事業者はどのような対応を検討されているのか。

(JR東日本)

踏切対策については、昨年、一定の災害時の取扱い方法を定めた。災害時には踏切要員を配置し、一時開放、緊急車両や通行人への案内等を実施していく予定である。具体的には、配置された各要員より現場の安全確保の状況について、輸送指令へ報告がなされ、輸送指令が対応の判断を行う。さらに、長時間、踏切が閉まった状態となる場合には、所管の警察署等の協力をいただきながら対応する予定である。

(東武鉄道)

災害時には、まず列車を止め、駅構内や軌道内の安全確認を行う。安全の確認が行われるまで列車は止めることとなる。

踏切の対応について、例えば、軌道内に人が入るような事があると、その分安全確認が遅れ、運

| | |
|--|---|
| | <p>転再開まで時間が伸びるほか二次災害の恐れもある。それらの課題を踏まえ検討を進めている。</p> <p>(区長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大踏切の対応については、どのような役割分担がなされているのか。 <p>(東武鉄道・JR東日本)</p> <p>各路線が個別に輸送指令へ確認し、対応することとなる。</p> <p>(区長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場から輸送指令への報告手段はどのように行われる予定なのか。 <p>(JR東日本)</p> <p>携帯電話又は直通電話を用いて行われることとなると思われる。</p> <p>(区長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による火災原因として通電火災の問題が取り上げられている。対策のひとつとして、感震ブレーカーの普及等が考えられる。普及の現状や設置等についてご存知であれば伺いたい <p>(東京電力)</p> <p>地震の出火原因の多くがストーブや炬燵などの電気製品や老朽家屋の漏電であり、東京電力としても災害時はブレーカーを切ってから避難いただくよう周知を行なっている。そのため、地震の際に自動で遮断される感震ブレーカーには効果があると考えている。</p> <p>感震ブレーカーの普及状況について、実態の正確な把握は出来ていないが、認知度は低いと思われる。また、設置については、1軒当たり2万円～10万円程度の費用がかかり、まだまだ普及はしていないものと思われる。</p> |
|--|---|

4 その他 特になし。

5 閉会(司会：宇田川災害対策課長)(16：15終了)

関係機関等からの主な意見

足立区地域防災計画（平成 24 年度修正）[案]の作成にあたっては、庁内の検討会や防災関係機関への意見聴取を始め、女性団体や障がい者団体等へのヒアリングやアンケート、原案段階におけるパブリックコメント等を行った。

1 地域の防災力向上について

（１）転入者等の積極的な町会・自治会入会の促進

町会・自治会の未加入世帯及び区に新たに転入した人の積極的な町会・自治会への入会を促進し、町会・自治会を活性化する必要がある。

区への対応方針・対応内容

- ・事業の中の防災に関連したものについては、地域のちから推進部と危機管理室が連携して行っている。
- ・計画中には加入促進を特出しした記載は盛り込んでいないものの、区として重要な課題として取り組んでいく。

（２）自助・共助の重要性の周知について

区世論調査において、区に期待する防災対策に対して 8 割以上の区民が「非常食、飲料水などの確保」を挙げていた。自助・共助の重要性をより強く周知していく必要があるのではないか。

区への対応方針・対応内容

- ・計画では区における事前の対策はもちろんのこと、区民一人ひとりや地域の災害対策の必要性を、より重要視したものとなっている。25 年度に全戸配付を予定している防災マップを含め、様々な機会を通じて周知を図っていく。

2 避難所等における消火体制について

（１）避難所移転計画と避難のための道路啓開計画

火災危険度の高い地域にも避難所が指定されているが、避難所に火災が迫った場合、別の避難所に移動する必要がある。その場合の避難所移転計画や手段・要領等の計画が必要である。

区への対応方針・対応内容

- ・道路障害物除去については、昨年度、避難所を含む区内防災拠点と東京都の障害物除去路線とを結ぶ区道等を区指定障害物除去路線として指定した。
- ・火災危険度の高い地域における避難所の指定や防護対策については、今後重要課題として消防等の関係機関と検討していく。

（２）避難所等における消火体制

スタンドパイプによる訓練の推進（排水栓を活用した訓練の推進も含む）。

足立区内排水栓 23 箇所（24.10.30 現在）

区への対応方針・対応内容

- ・スタンドパイプの配備については、「初期消火体制の強化」として記載した。
- ・訓練支援の要領等に関しては、消防署と連携しつつ検討する。

3 帰宅困難者対策について

(1) 帰宅困難者等を活用した臨時ボランティア等の災害活動への検討・計画

帰宅困難者のうち元気な者については、震災時、一時滞在施設等の周辺で発生した火災や救助活動、自力での避難が困難な住民に対し搬送支援等マンパワーとしての活動も期待できる。そのため、一時滞在施設の運営等の帰宅困難者対策の一部を担ってもらう計画が必要である。

区の対応方針・対応内容

- ・帰宅困難者対策としての具体的な施策が、国や都から今後示されていくため、現時点で計画中に盛り込むのは困難であるものの、帰宅困難者対策の一環として実施計画やマニュアルへの反映を検討していく。

4 災害時要援護者対策について

(1) 災害時要援護者の域外避難

災害時要援護者を被災地外へ逃す場合にバス会社との連携（協定）など輸送手段の確保が必要である。今後、検討してほしい。

区の対応方針・対応内容

- ・バス事業者等の輸送事業者との協定を視野に入れて検討している。

(2) 民生・児童委員による災害時要援護者の安否確認

民生・児童委員だけで72時間以内に確認する事は厳しい。

- ・介護（ヘルパー等）を受けている人は地域包括支援センターで対応する。
- ・町会・自治会に加入している人は、町会の役員の方に協力をお願いする。
- ・町会・自治会に加入していない人は、民生・児童委員が確認する。

町会・自治会等の地域と連携して行えば早期の安否確認が可能となり、災害時要援護者の命も守れるのではないかと。

区の対応方針・対応内容

- ・災害時要援護者に対する安否確認や避難支援の強化については、部や機関を横断した体制で検討していくこととしている。上記の提案はその際の課題の一つとする。

5 女性等の視点にたった配慮について

(1) 女性等の視点に配慮した避難所運営

プライバシーや、さまざまなニーズに配慮した避難所運営が必要である。
第二次避難所（福祉避難所）への避難には該当しない高齢者や病弱者、乳幼児等については、体育館ではなく教室に収容するといった細かい配慮、計画が必要である。

区の対応方針・対応内容

- ・避難所の管理運営体制の中での配慮事項としてその対応要領を明示している。
- ・第一次避難所の施設利用計画中に災害時要援護者の居室等を記している。

6 備蓄場所及び物資の充実について

(1) 備蓄物資の置き場確保や備蓄品等の充実

生活物資を、被災した区民に十分に届かせるため備蓄物資を蓄える場所の確保が必要である。また、避難所生活の厳しさを少しでも緩和するための備蓄品の充実が必要である。

区の対応方針・対応内容

- ・町会・自治会倉庫等も含む地域性等を踏まえた分散備蓄の計画を検討していく。
- ・最低限ではあるが、簡易ベットやプライベートテント等様々な備蓄品を充実させていく。

7 予防対策等の進捗管理について

(1) 予防対策に係る調整や施策の進捗管理について

「死者をなくす」「区民生活の早期復興」を実現するためには各関係所管、関係機関との更なる連携や施策の充実が必要であり、それを定期的に管理していくことが必要である。

区の対応方針・対応内容

- ・事業、施策の進捗管理については、計画巻末に現状や目標等を記した進捗管理表を添付して、毎年見直しを行うことにより実施していく。

以上